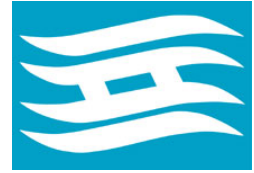


兵庫県公報

令和2年8月7日 金曜日 第129号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	2
○ 令和2年度クリーニング師試験の実施（生活衛生課）	2
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	4
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	4
○ 平成19年兵庫県告示第425号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部 改正（建築指導課）	4
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	39
○ 同 上（同）	40
○ 同 上（同）	41
○ 同 上（同）	42
○ 同 上（同）	43
○ 同 上（同）	44
○ 同 上（同）	45
○ 同 上（同）	46
○ 同 上（同）	47
○ 同 上（同）	48
○ 同 上（同）	49
○ 同 上（同）	50
○ 同 上（同）	51
○ 同 上（同）	52
○ 同 上（同）	53
○ 同 上（同）	54
○ 同 上（同）	55
○ 同 上（同）	56
○ 同 上（同）	57
○ 同 上（同）	58
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、 政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	59
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	60
公安委員会規則	
○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	60
警察本部公告	
○ 入札公告	61

公布された法令のあらまし

●兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第8号）

サイバーセキュリティ対策及び捜査支援並びに地域警察等の活動に関する指導、教養等をより一層強力に推進するとともに、効率的な組織運営を図るため、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第826号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名 称	制作・配給会社
映 画	この世の果て、数多の終焉 (原題) LES CONFINS DU MONDE (TO THE ENDS OF THE WORLD)	キノフィルムズ
同	ペッティング・モンスター 快樂喰いまくり	オーピー映画
同	カサノバ ～最期の恋～ (原題) DERNIER AMOUR (CASANOVA, LAST LOVE)	ギャガ



兵庫県告示第827号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和2年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 試験日時
令和2年11月7日（土）午前10時から
- 2 試験場所
神戸市東灘区御影中町8-4-14 BEAUTY ARTS KOBE 日本高等美容専門学校
- 3 試験科目
 - (1) 筆記試験
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗濯物の処理に関する知識
 - (2) 技能試験
 - ア 繊維の鑑別
 - イ 薬品の鑑別
 - ウ ワイシャツのアイロン仕上げ（しめしこみ作業含む。）
- 4 受験資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等（神戸市にあっては各衛生監視事務所、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市にあっては各保健所。以下同じ。）において配布する。

イ 写真1枚

出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさとし、その裏面に氏名を記入したもの

ウ 履歴書

エ 受験資格を証する書類

卒業(修了)証明書の原本、卒業(修了)証書の写し、資格認定書の写しのうちいずれか。ただし、写しの場合、提出先の健康福祉事務所若しくは保健所等又は兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課において、本証と照合し、相違ない旨の確認を得たもの

オ 受験者の氏名等が上記エに掲げる書類に記載されている氏名等と異なる場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書(外国人にあつては、住民票の写しその他の当該者に係る書類であることを証する書類)を提示すること。

(2) 提出期間

令和2年9月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に原則持参すること。

兵庫県内に住所を有しない者及び兵庫県内に住所を有するがやむを得ず郵送する者については、令和2年9月18日(金)までの消印のある簡易書留に限り兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課にて受け付ける。

(3) 提出先

ア 兵庫県内に住所を有する者

住所地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等

イ 兵庫県内に住所を有しない者

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課

なお、兵庫県内のクリーニング所に勤務する者で、受付時間内に上記ア又はイに提出することが困難な者については、就業地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等に提出することができる。

(4) 手数料

7,000円額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後、手数料は返還しない。

6 携帯品

受験票、筆記具(黒鉛筆及び消しゴム)、昼食、カッターシャツ1枚

【カッターシャツの規格】

えり付き、大人男性用、白無地、長袖、綿100パーセント、形状記憶処理のしていないもの、背中にタックのあるもの、事前にプレスされていないもの

7 合格者の発表

(1) 日時

令和2年12月14日(月)午前10時(ホームページには同日正午公開)

(2) 場所

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等において合格者の受験番号を掲示する。



兵庫県告示第828号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和2年7月27日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	尻池地区	令和2年8月7日から 同 月27日まで	神戸市 西区役所



兵庫県告示第829号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、香美町山手土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
 組 合 の 名 称 香美町山手土地区画整理組合
 事務所の所在地 美方郡香美町香住区香住870番地の1（美方郡香美町役場内）
 設立認可の年月日 平成10年2月6日
- 変更認可の年月日
 令和2年8月7日



兵庫県告示第830号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 空き家サポートセン ター	大阪府豊能郡豊能町東と きわ台5丁目14番地の19	西宮市甲子園浦風町3番 6号	令和2年7月27日



兵庫県告示第831号

平成19年兵庫県告示第425号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

表（加西市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表（加西市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表 第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
甲和泉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市和泉町字池尻、字万所、字 出口、字先祖口、字西ノ山、字中 屋敷、字ヲクノ谷、字泉田、字中 河内、字西浦及び字宝ノ前の各一	平成27年兵庫県条例第 21号による改正前の条 例（以下「旧条例」とい う。）別表第3の1の項	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	部で別図に示す区域(別図は省略。以下同じ。)	に規定する建築物	
乙和泉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市和泉町字宮ノ前及び字鳥居元の全部並びに字中垣内、字宝ノ前、字岡ノ山、字登り口、字出口、字中屋敷及び字西浦の各一部、野上町字ヨコ枕及び字ニシラ田の各一部並びに池上町字旅所前の一部位で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
野上町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野上町字ニシラ田、字ヨコ枕、字大日前、字大年前、字カタギヤシキ、字大元、字ハザマ、字ダケノ上、字影の木、字ワキ田及び字六ノ坪の各一部並びに池上町字旅所前の一部位で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
池上町地区 条例別表第3の3 の項	加西市池上町字内畑の全部並びに字宮ノババ、字旅所、字旅所前、字石橋、字田畑、字薬師谷、字前田、字長尾、字サガリ及び字坂本の各一部並びに野上町字ニシラ田の一部位で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山田町字東谷、字上村ナカ、字釜ノ口、字村西、字芝崎、字千後、字下村中、字サクラノ坪、字六反田、字廣畑、字観音堂、字ハヶ田、字馬ヶ谷及び字西ラの各一部並びに和泉町字小宝瀬、字五反田及び字若宮の各一部位で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (平成29年4月4日)
山田町地区 条例別表第3の5 の項	加西市山田町字六反田及び字広畑の各一部並びに馬渡谷町字下垣内の一部位で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型(拡張タイプ))に建築できる建築物	平成29年4月4日
満久町地区 条例別表第3の3 の項	加西市満久町字村前、字村東、字村内、字西ノ芝、字西僧、字峠、字サコダニ、字池尻、字大西、字一本松、字中野及び字朝川の各一部位で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
島町地区 条例別表第3の3 の項	加西市島町字屋敷田及び字丸町の全部並びに字土橋、字横ヶ谷及び字大北の各一部位で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)

<p>西野々町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市西野々町字オノ神及び字内 端の全部並びに字沢ノ堂、字高尾、 字カナヤ、字六地藏、字アンカハ ナ、字青地及び字宮後の各一部、 池上町字宮ノババ、字御宿カチ及 び字旅所の各一部並びに和泉町字 西浦の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)</p>
<p>西野々町地区 条例別表第3の5 の項</p>	<p>加西市池上町字岡崎の一部及び別 府町字岡崎の一部で別図に示す区 域</p>	<p>別表第1の9の項に規 定する工場等誘導区域 (加西市既存事業所活 用型(拡張タイプ))に 建築できる建築物</p>	<p>平成29年4月4日</p>
<p></p>	<p>加西市西野々町字小沢及び字ソ ブ々の各一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の11の項に規 定する工場等誘導区域 (加西市地域産業振興 型)に建築できる建築物</p>	<p>平成29年4月4日</p>
<p>馬渡谷町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市馬渡谷町字中ノ垣内、字村 下、字施筆、字山添、字東山、字 下垣内、字野手、字イナバ、字掘 ノ元、字中谷、字児ヶ谷及び字ソ トワクチの各一部で別図に示す区 域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p></p>	<p>加西市馬渡谷町字中ノ垣内、字村 下、字下垣内、字イナバ、字中谷 及び字ソトワクチの各一部で別図 に示す区域</p>	<p>別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物</p>	<p>平成26年7月25日</p>
<p>大工町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市大工町字中のかちの全部並 びに字けこうじ口、字森ノ本、字 寺ノ下、字松ノ下、字向イダ、字 広畑ヶ及び字ウエンダの各一部並 びに馬渡谷町字施筆の一部で別図 に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成25年2月26日)</p>
<p></p>	<p>加西市大工町字中のかち、字けこ うじ口、字森ノ本、字松ノ下、字 向イダ及び字広畑ヶの各一部で別 図に示す区域</p>	<p>別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物</p>	<p>平成25年2月26日</p>
<p>鍛冶屋町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市鍛冶屋町字石原、字千尾岡、 字山ノ谷、字大池尻、字内ガチ、 字村上及び字玉谷池ノ内の各一部 並びに馬渡谷町字トホリの一部で 別図に示す区域</p>	<p>別表第1の13の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅型)に建築できる建築 物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)</p>

	加西市鍛冶屋町字村上の一部で別図に示す区域	別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅型)に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市鍛冶屋町字千尾谷、字村下、字内ガチ、字スゲ田、字村上、字若宮、字籠下及び字玉谷池ノ内の各一部並びに馬渡谷町字トホリの一部で別図に示す区域	別表第1の15の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日) (令和2年8月7日)
	加西市鍛冶屋町字千尾谷及び字村上の各一部で別図に示す区域	別表第1の16の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
鍛冶屋町地区 条例別表第3の8の項	加西市鍛冶屋町字大畑ケの一部で別図に示す区域	別表第1の21の項に規定する地域資源活用区域(加西市農業資源活用型)に建築できる建築物	令和2年8月7日
油谷町地区 条例別表第3の3の項	加西市油谷町字宮ノ下、字宮田、字奥池尻、字東池流、字丸山、字大畑ケ、字赤坂、字山ノ谷及び字中谷の各一部、鍛冶屋町字千尾岡の一部並びに田谷町字高月の一部で別図に示す区域	別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市油谷町字宮田、字奥池尻、字三十八口、字山ノ谷、字橋ノ元及び字旅所の各一部並びに田谷町字高月及び字宮ノ東の各一部で別図に示す区域	別表第1の15の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
田谷町地区 条例別表第3の3の項	加西市田谷町字岩ハナの全部並びに字佃、字前田、字ソノカチ、字塚原、字門ハナ、字大木ノ上、字ドウ田、字上ノ山、字ハソバ、字栗田、字森ケ内、字宮ノ東、字梅ケ坪、字高尾、字ロクロ谷及び字梨ケ谷の各一部並びに国正町字西小谷、字山ノ口及び字塚原で別図に示す区域	別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市田谷町字門ハナ及び字前田の各一部で別図に示す区域	別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅型)に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)

	加西市田谷町字佃、字ソノカチ、字ドウ田、字前田、字丁田、字上ノ山、字栗田、字高尾、字井ノ上、字門ハナ及び字福手山の各一部で別図に示す区域	別表第1の15の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市田谷町字前田、字佃、字上ノ山及び字丁田の各一部で別図に示す区域	別表第1の16の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
国正町地区 条例別表第3の3 の項	加西市国正町字上所、字下所、字西羅、字前田、字小屋ノ下、字折渡り、字迎所、字辻ノ前、字切池、字乳母ヶ谷、字五助ヶ谷、字宮ノ浦、字御霊谷、字尾筋、字スケン上、字四辻、字小谷及び字宮ノ前の各一部並びに田谷町字井ノ上の一部で別図に示す区域	別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市国正町字辻ノ前及び字乳母ヶ谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅型)に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市国正町字下所、字西羅、字中曽根、字小屋ノ下、字折渡り、字迎所、字金山、字濁池及び字四辻の各一部並びに田谷町字井ノ上の一部で別図に示す区域	別表第1の15の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市国正町字折渡りの一部で別図に示す区域	別表第1の16の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市国正町字上所、字下所、字中曽根、字長台及び字濁池の各一部で別図に示す区域	別表第1の19の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所・住宅型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市国正町字四辻ノ上の一部で別図に示す区域	別表第1の20の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民小規模事業所・住宅型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)

小印南町地区 条例別表第3の3 の項	加西市小印南町字峰山、字西、字西前、字前中、字前東、字アラ内、字赤坂、字上代、字本村、字石ノ脇、字前田、字林ノ下、字大内、字迎山、字二反田、字アシ谷、字枝谷、字東野、字耆丁歩西及び字落合の各一部並びに油谷町字前田、字西ノ岡及び字草野の各一部で別図に示す区域	別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市小印南町字坂ノ尾、字アラ内及び字上代の各一部で別図に示す区域	別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市小印南町字西、字西前、字前中及び字前東の各一部並びに油谷町字草野の一部で別図に示す区域	別表第1の15の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市小印南町字西、字前東、字石ノ脇及び字東野の各一部、油谷町字草野の一部、田谷町字野添の一部並びに青野町字上ノ畑及び字下ノ畑の各一部で別図に示す区域	別表第1の19の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所・住宅型)に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和元年10月18日)
青野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市青野町字流尾、字中垣内、字下垣内、字林ノ谷、字岡、字山ノ谷、字土手ノ内、字上垣内、字上大澤、字出口池尻、字上ノ畑、字堂ノ元、字中大澤、字上平黒及び字上皿池の各一部並びに都染町字松尾の一部で別図に示す区域	別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市青野町字中垣内、字流尾、字堂ノ元、字上垣内及び字上大澤の各一部で別図に示す区域	別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅型)に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市青野町字中垣内、字下垣内、字土手ノ内、字上垣内、字上大澤及び字堂ノ元の各一部で別図に示す区域	別表第1の15の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市青野町字長谷、字流尾、字山ノ谷、字堂ノ元、字上ノ畑、字中大澤、字出口池尻及び字上大澤	別表第1の16の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)

	の各一部で別図に示す区域	住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	
	加西市青野町字中垣内及び字堂ノ元の各一部で別図に示す区域	別表第1の17の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅・地域生活利便性増進型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市青野町字堂ノ元及び字上大澤の各一部で別図に示す区域	別表第1の18の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅・地域生活利便性増進型)に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
殿原町地区 条例別表第3の2の項	加西市殿原町字辻井の一部で別図に示す区域	別表第1の1の項に規定する工場、店舗等周辺区域(中国道加西インター北部産業施設集積型)に建築できる建築物	平成25年12月27日 (令和元年10月18日)
殿原町地区 条例別表第3の3の項	加西市殿原町字前田、字上川原、字金山辻、字井ノ元、字丁田、字倉ノ坪、字柳田、字上ノ垣内、字大将垣内、字西市岡、字東市岡、字桃梨子、字甲田、字土ノ坪及び字権現谷の各一部並びに上野町字高橋の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市殿原町字上川原、字上ノ垣内、字大将垣内、字前田、字西市岡、字東市岡、字土ノ坪及び字桃梨子の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和元年10月18日)
鴨谷町地区 条例別表第3の2の項	加西市鴨谷町字谷田、字山崎及び字道々の各一部並びに殿原町字竹島及び字ソトバの各一部で別図に示す区域	別表第1の2の項に規定する工場、店舗等周辺区域(県道大和北条停車場線沿道産業施設集積型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
鴨谷町地区 条例別表第3の3の項	加西市鴨谷町字前垣内の全部並びに字中垣内、字小山、字後垣内、字巖嶋、字宮ノ下、字大木、字道々、字延引、字大日前、字清水、字塩谷、字妙売坂、字池尻、字上中後、字小牧、字少婦谷、字池ノ内、字宮谷、字カヤ尻、字大年浦、字安井、字中曾根及び字谷田の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	並びに殿原町字下川原、字公事山、字草ノ木及び字青石の各一部で別図に示す区域		
	加西市鴨谷町字前垣内の全部並びに字中垣内、字小山、字後垣内、字巖嶋、字道々、字塩谷、字宮谷、字安井、字中曾根及び字谷田の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
笹倉町地区 条例別表第3の3の項	加西市笹倉町字フカタ、字東カイチ、字西カイチ、字安カハナ、字小竹生、字出口、字城ノ岡、字堂ノ上、字堂ノ下、字ハザイ、字小向、字前山、字池田、字アンノ上及び字川ノ上の各一部並びに中富町字黒田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (平成29年4月4日)
	加西市笹倉町字安カハナ、字小竹生、字出口、字城ノ岡、字堂ノ上、字堂ノ下、字ハザイ、字小向、字前山及び字川ノ上の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成29年4月4日
笹倉町地区 条例別表第3の5の項	加西市笹倉町字サカサマノ東の一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型(用途変更タイプ))に建築できる建築物	平成29年4月4日
中富町地区 条例別表第3の3の項	加西市中富町字宮ノ元の全部並びに字大將軍、字磯部、字西ノ下、字森ヶ坪、字平田、字前田、字落合、字若宮、字池ノ下、字丁市、字ハヌキ、字初沢、字初沢川原、字舟山添及び字寿仙寺の各一部並びに満久町字大西の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
越水町地区 条例別表第3の3の項	加西市越水町字若宮、字池ノ上、字宮田及び字谷の各一部、中富町字椿の一部、北町字鈴ヶ森の一部並びに殿原町字鈴ヶ森、字寺ノ前、字大將垣内、字谷及び字辻井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市殿原町字鈴ヶ森、字大將垣内、字谷及び字辻井の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成26年7月25日

北町地区 条例別表第3の3 の項	加西市北町字前畑の全部並びに字山根及び字谷田の各一部、殿原町字谷及び字鈴ヶ森の各一部、越水町字池ノ下の一部、別所町字西山及び宮ハダの各一部並びに上野町字池ノ下及び字野根の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
別所町地区 条例別表第3の3 の項	加西市別所町字千貫谷、字カミ垣、字前田、字宮ノ前、字上ノ山、字茶屋ノ元、字松ノ元、字ソブソブ、字池ノ内、字西谷及び字西山の各一部、満久町字一本松の一部並びに北町字大西野及び字谷田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日) (令和2年8月7日)
	加西市別所町字千貫谷、字カミ垣、字前田、字宮ノ前、字茶屋ノ元、字ソブソブ、字池ノ内、字西谷及び字西山の各一部並びに満久町字一本松の一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成25年12月27日 (令和2年8月7日)
別所町地区 条例別表第3の5 の項	加西市別所町字宮ノ前、字上ノ山、字カミ垣、字ソブソブ及び字池ノ内の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型(拡張タイプ))に建築できる建築物	平成25年12月27日 (令和2年8月7日)
上野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市上野町字高橋、字朝垣、字村間、字池ノ下及び字野根の各一部並びに殿原町字寺ノ前及び字大歳前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
田原町地区 条例別表第3の3 の項	加西市田原町字カマエ及び塩カラの全部並びに字大坪、字山田、字瓦ヶ山、字森田、字川原釜、字稲荷前、字アシカ、字稲荷、字中ノ峠、字大歳、字竹ヶ鼻、字西垣内、字門田、字木原、字局、字宮ノ前、字城ヶ辻、字ヌノ尻、字前、字清水、字小山田、字木ノ下、字中垣内、字天道、字ヨフズ、字宮ノ下、字恋場、字ノギ、字宝蔵坊、字蔵ノ前、字岩ヶ淵、字小山、字カイソウ及び字堂ノ前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
網引町地区 条例別表第3の3 の項	加西市網引町字灰田の全部並びに字小芝、字上灰田、字王子原、字茶木之元、字堀ノ前、字中垣内、字東垣内、字針田、字オノ木、字	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)

	辻ノ外、字市場、字上垣内、字西ノ窪、字芥田屋敷、字大藪ノ後、字北畑、字北山、字宮ノ後及び字宮ノ前の各一部並びに栄町字三木道西の一部で別図に示す区域		
南網引町地区 条例別表第3の3 の項	加西市網引町字菰池、字鴨ヶ谷、字脇田、字向田、字阿弥陀山ノ下、字赤松ヶ尾、字奥ノ田、字硯ヶ岡、字段山及び字糖塚の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市網引町字向田、字阿弥陀山ノ下、字赤松ヶ尾及び字奥ノ田の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
栄町地区 条例別表第3の3 の項	加西市栄町字高山上大道北一、字高山上大道北二、字村前、字高山上大道南一、字高山上大道南二、字五領道西、字三木道西一、字大道南、字三木道西二、字三木道北二、字三木道南一、字三木道北一及び字赤坂下の各一部、網引町字北山及び字上灰田の各一部並びに桑原田町字板屋及び字桑畑ケの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
桑原田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市桑原田町字中条垣内の全部並びに字堂ノ前、字薬師ノ元、字池ノ下、字宮ノ前、字西ノ前、字西ノ垣内、字長畑ケ、字二ノ宮ノ元、字北野畑ケ、字高町、字春井、字桑畑ケ、字野畑ケ及び字南山の各一部並びに栄町字高山上大道北二の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市桑原田町字宮ノ前、字西ノ前、字西ノ垣内、字長畑ケ、字二ノ宮ノ元、字春井及び字南山の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
繁陽町地区 条例別表第3の3 の項	加西市繁昌町字流、字上田、字流ウラ、字恋ノ尻、字ウチ田、字藤ノ木、字翁谷、字ウリヤ、字岸ノ上、字山添、字清洞、字北惣中及び字南惣中の各一部並びに桑原田町字アラ内の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

繁昌町地区 条例別表第3の3 の項	加西市繁昌町字山ノ脇、字北山、 字川西、字椋ノ木、字熊谷、字順 礼川原、字五六、字今天神、字沢 田、字中田、字川原、字東条、字 大山、字中村、字大坪、字若の下、 字ハヌキ原、字ヲワン、字百代寺 下、字成福寺、字山畑、字藪添、 字神谷田、字中嶋、字柳原、字山 ノ辻、字宮ノ下、字江ワキ、字田 角、字森ガハナ及び字大井の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市繁昌町字中田、字川原、字 東条、字大山、字中村、字大坪、 字ハヌキ原、字ヲワン、字山畑、 字柳原、字江ワキ及び字森ガハナ の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日
繁昌団地自治会地 区 条例別表第3の3 の項	加西市繁昌町字今天神及び字小池 上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
上宮木町地区 条例別表第3の3 の項	加西市上宮木町字住吉西、字土井 ノ内、字居垣、字ヲイノ元、字山 サノ前、字出口、字溝ノ上、字西 居垣、字深町、字落ヶ池、字前田 及び字帰り垣の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
下宮木村町地区 条例別表第3の3 の項	加西市下宮木町字住吉前及び字井 ノ上の全部並びに字内屋敷、字宮 ノ元、字井上西、字吉田及び字薬 師西の各一部並びに上宮木町字住 吉西、字居垣及び字土井ノ内の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
下宮木町地区 条例別表第3の3 の項	加西市下宮木町字住吉前及び字井 ノ上の全部並びに字内屋敷、字宮 ノ元、字井上西、字吉田及び字薬 師西の各一部並びに上宮木町字住 吉西、字居垣及び字土井ノ内の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
鶴野上町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鶴野町字段ノ内、字家塚浦、 字飯森前、字家塚前、字段ノ池尻、 字家塚、字上門前、字東門前、字 西門前及び字大願地の各一部、豊 倉町字荻原の一部並びに上宮木町 字水正の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

<p>鵜野南町地区 条例別表第3の2 の項</p>	<p>加西市鵜野町字東大下及び字東瀬 広の各一部、田原町字宮ノ谷、字 皆田口及び字大將軍の各一部並び に中野町字南上山の一部で別図に 示す区域</p>	<p>別表第1の3の項に規 定する工場、店舗等周辺 区域（鵜野南町国道372 号沿道産業集積型）に建 築できる建築物</p>	<p>平成26年7月25日</p>
<p>鵜野南町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市鵜野町字東瀬広、字西瀬広、 字西大下、字西小下及び字東大下 の各一部、田原町字カイソウ、字 瀬広及び字猿楽の各一部並びに東 笠原町字向及び字蓮垣内の各一部 で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>都染町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市都染町字北垣内、字岡垣内、 字南垣内、字村前、字柿ノ木及び 字谷田の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>別府西町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市別府町字桃子野、字栗ノ木、 字岡開地、字釜ヶ辻、字ナメラ、 字石ヶ坪、字明神山、字馬谷、字 王子山、字桃子岡、字古川、字上 万田、字淵ノ垣内、字山本及び字 桃子の各一部、山枝町字桃子野の 一部、朝妻町字野田の一部、常吉 町字鳥ヶ池跡の一部並びに都染町 字ブラの一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>別府中町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市別府町字大林の全部並びに 字池ノ方、字茶屋ヶ岡、字高瀬、 字北ヶ池、字南ノ岡、字前垣内、 字花ノ池尻、字大道池下、字上垣 内、字上三条、字野手、字上ヶ池 下、字寺田岡、字五良ヶ池東及び 字小池下の各一部で別図に示す区 域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
	<p>加西市別府町字高瀬、字北ヶ池、 字南ノ岡、字前垣内、字花ノ池尻、 字大道池下、字上垣内、字野手、 字上ヶ池下及び字小池下の各一部 で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域（地縁者小規模事業 所区域型）に建築できる 建築物</p>	<p>平成26年7月25日</p>
<p>別府東町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市別府町字南細沢、字野ヶ地、 字柿木谷、字唐図池下、字神田ヶ 谷、字餅池下、字野田、字堀切、 字竹ノ元、字唐図池東、字上細沢、 字小池下、字神田前、字東ノ岡、 字南ノ岡、字北ノ芝、字芝崎、字 長島、字下常及び字草野の各一部、 青野町字草野の一部並びに都染町 字野堂の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>

<p>常吉町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市常吉町字南畑、字構、字中川原、字芝崎、字前田、字小池ノ跡、字西ノ下、字山崎、字東畑、字池ノ内、字井ノブ、字熊谷、字柿木谷、字山崎畑、字北開地、字瀧ノ上、字西ホ及び字清水尻の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和2年8月7日)</p>
<p>朝妻町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市朝妻町字御蔵垣内、字毘沙門ノ下、字新池ノ下、字アンノ上、字落ケ池ノ下、字大歳浦、字脇田、字清サ、字古垣内、字池ノ上、字中垣内、字池ノ内、字野手、字道ノ上、字ヲトノ、字野田、字丸山、字柄見、字竹ノ下、字家ノ下、字下井、字カヤ原、字箕詰、字南垣内、字東山、字与四郎ケ岡、字安楽寺及び字川原の各一部、繁昌町字大柳、字百代寺及び字天神の各一部並びに山枝町字安楽寺及び字桃子野の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成25年12月27日)</p>
	<p>加西市朝妻町字御蔵垣内、字アンノ上、字ヲトノ、字野田、字丸山、字家ノ下及び字下井の各一部、繁昌町字大柳の一部並びに山枝町字桃子野の一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物</p>	<p>平成25年12月27日</p>
<p>豊倉町地区 条例別表第3の2 の項</p>	<p>加西市豊倉町字山ノ谷の一部及び玉野町字飯森野の一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の4の項に規定する工場、店舗等周辺区域(県道玉野倉谷線沿道商業・サービス施設集積型)に建築できる建築物</p>	<p>平成25年12月27日</p>
	<p>加西市豊倉町字山ノ谷及び字飯森の各一部、玉野町字飯森野の一部並びに中西町字広野の一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の5の項に規定する工場、店舗等周辺区域(県道玉野倉谷線沿道流通業施設集積型)に建築できる建築物</p>	<p>平成25年12月27日</p>
<p>豊倉町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市豊倉町字上村北、字北ノ後、字上村下、字上村、字三ノ谷、字池ノ下、字中村、字中村下、字下村下、字宮中、字下村、字北ノ山、字岸ノ上及び字萩原の各一部並びに鶉野町字段ノ内及び字大願寺の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成25年12月27日)</p>
	<p>加西市豊倉町字上村下、字上村、字池ノ下、字中村、字中村下、字</p>	<p>別表第1の6の項に規定する地域活力再生等</p>	<p>平成25年12月27日</p>

	下村及び字萩原の各一部並びに鶴野町字段ノ内及び字大願寺の各一部で別図に示す区域	区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	
玉野町地区 条例別表第3の3の項	加西市玉野町字前垣内、字竹カ端、字鍛冶屋垣内、字堂ノ前、字宮ノ谷、字天川、字西ノ岡、字西脇、字大坪、字内垣内、字柿ノ木、字彦三、字飯盛野、字内町、字昆沙門、字堂ノ本、字堂ノ上、字越後橋、字カヤ田、字川ノ上、字横辻、字宮ノ前、字西山及び字長法寺の各一部、玉丘町字宮ノ前峠、字宮ノ前堂ノ東、字宮ノ前地藏西及び字長倉出水の各一部並びに山枝町字壺丁田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山枝町地区 条例別表第3の3の項	加西市山枝町字入道ヶ谷、字桃子野、字小正開地、字壺丁田、字村内、字村前、字坂本、字安楽寺、字池ノ尻、字山ノ上、字廣長及び字東山の各一部、朝妻町字野田の一部並びに別府町字桃子野の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (平成29年4月4日)
山枝町地区 条例別表第3の5の項	加西市山枝町字桃子野の一部及び別府町字桃子野の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型(拡張タイプ))に建築できる建築物	平成29年4月4日
玉丘町地区 条例別表第3の3の項	加西市玉丘町字芳ヶ端、字水塚、字宮ノ前、字宮ノ前西、字北山、字逆、字宮ノ前地藏西及び字芳ヶ端下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市玉丘町字芳ヶ端及び字逆の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
青野原町地区 条例別表第3の3の項	加西市青野原町字草野の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
福住東町地区 条例別表第3の3の項	加西市福住町字南垣内及び字柳町の全部並びに字宮ノ下、字田中ノ下、字後之谷、字中長、字立石、字久保田、字作り上、字北垣内、字鎌田、字構イ、字蔵ヶ坪及び字ウシロの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

福住西町地区 条例別表第3の3 の項	加西市福住町字村前、字中長、字後之谷及び字堀畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山下西町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山下町字峯ノ坊、字畑谷、字浦上、字中條、字寺門、字田積、字門前、字貝積、字城山及び字樽井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市山下町字貝積の一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
山下中町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山下町字堂ノ端の全部並びに字井ノ奥、字畑谷、字五反田、字岩ノ奥、字山中、字北所、字浦上、字高尾及び字樽井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山下東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山下町字下條の全部並びに字虫啼野、字崇ラ谷、字御車下、字家中、字廣元、字中ノ坪、字新池尻、字流川、字池ノ首、字大ヶ岡、字堂ノ上、字御車、字紺屋垣内、字向ヒ山、字土井畑、字五反田、字池田、字上中ノ坪、字峠、字丸山、字北田、字大連山、字千原及び字中ノ池尻の各一部並びに吉野町字無現山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市山下町字峠及び字丸山の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
西横田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西横田町字井ノ熊の全部並びに字垣内、字前田、字大坪、字東浦、字西ノ前、字岡ノ辻、字向垣内、字正角、字久語、字池田、字下モ田、字戸谷、字堂ノ下、字寺山及び字門前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東横田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市東横田町字垣内の全部並びに字堂ノ鼻、字藪下、字北山、字宮ノ東、字宮ノ前、字西池下、字長坂及び字長ヲサの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

鎮岩町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鎮岩町字田中、字中代、字東前、字加庄庵、字ハサコ、字西ノ岡、字堂ノ西、字弁才天、字塩ノ山、字下モ代、字町寄セ、字東ラ、字コブチ、字大道及び字風呂ノ浦の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市鎮岩町字田中、字中代、字東前、字堂ノ西、字町寄セ、字東ラ、字コブチ及び字大道の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
鎮岩町地区 条例別表第3の5 の項	加西市鎮岩町字宿ノ前及び字古鎮岩の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成25年2月26日
岸呂町地区 条例別表第3の3 の項	加西市岸呂町字池ノ尻、字柳ノ内、字福田、字寺垣内、字掘越及び字宮西の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東長町地区 条例別表第3の3 の項	加西市東長町字村前の全部並びに字助友、字村下、字井ノ部、字道ノ下及び字分ノ町の各一部並びに西長町字村下及び字藪下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
西長町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西長町字扇子平山、字小谷口、字南ノ垣、字西ノ垣、字北ノ垣、字東ノ垣、字藪下、字村下、字五反田、字岡ノ前、字岡、字二反田、字天田、字大平山及び字川原中の各一部、東長町字繁野の一部並びに両月町字牛谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東剣坂町地区 条例別表第3の3 の項	加西市東剣坂町字村中の全部並びに字経尾、字上ノ馬場、字寺崎、字下ノ馬場、字上ノ大道、字堂ノ前、字大沢ノ内、字澤、字米山、字鍋柳、字堀ノ尻、字村前、字土矢倉、字上代及び字大坪の各一部並びに西剣坂町字河高及び字小谷口の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東剣坂町地区 条例別表第3の5 の項	加西市東剣坂町字上代の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成24年6月26日
西剣坂町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西剣坂町字狐谷、字城ヶ奥、字油ヶ谷、字西上ノ山、字尾前奥、字廣畑ヶ、字薩高、字山根、字松	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	本、字千原、字村中、字町田、字深田、字河高及び字小谷口の各一部で別図に示す区域		
中山町地区 条例別表第3の3の項	加西市中山町字宮ノ下、字梨谷、字溝田ノ上、字西垣内、字東垣内、字池ノ谷、字大將軍、字山ノ口、字清蔵ケ谷、字清水返及び字本谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
大柳町地区 条例別表第3の3の項	加西市大柳町字石ノ本、字泥口、字下垣内、字小久語、字中山口、字千谷口、字赤阪、字向ヒ、字ダル、字奥垣内、字向ヒ石ノ本、字中蔵口及び字梨谷の各一部並びに中山町字梨谷及び字山ノ口の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
王子町地区 条例別表第3の3の項	加西市王子町字小池ノ谷、字小峠、字戒池ノ下、字野田、字野中、字北角、字垣内、字拾町歩及び字宮ノ前の各一部並びに戸田井町字南カイチの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市王子町字小池ノ谷、字小峠及び字拾町歩の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
戸田井町地区 条例別表第3の3の項	加西市戸田井町字川ノ上、字村西、字深田、字薬師前、字竹ノ下、字南カイチ及び字村東の各一部並びに両月町字郡長の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
両月町地区 条例別表第3の3の項	加西市両月町字平林、字大ケ池尻、字村前、字高町、字郡長、字村ノ内、字馬橋及び字宮ノ本の各一部並びに戸田井町字村西の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
大村町地区 条例別表第3の3の項	加西市大村町字宮ノ前の全部並びに字越前、字六ノ坪、字前ノ下、字西ノ垣内、字宮ノ後、字池ノ下、字堂山、字上ノ山、字瀧ノ方、字京前及び字掘町の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
大村町地区 条例別表第3の5の項	加西市大村町字下平田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成21年4月7日

尾崎町地区 条例別表第3の3 の項	加西市尾崎町字後山添及び字西ラ畑の全部並びに字山ノ間、字西ノ脇、字京十万、字蒸セノ山、字タイシヤク谷、字野池、字西ノ岡及び字加門ケ下の各一部、中西町字サノキ谷及び字広野の各一部、大村町字越前、字加門ケ下、字六ノ坪、字京十万及び字堂山の各一部並びに段下町字東野、字奥山及び字戸中の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日) (平成30年3月27日)
	加西市尾崎町字西ラ畑、字山ノ間、字西ノ脇、字蒸セノ山、字タイシヤク谷及び字西ノ岡の各一部並びに大村町字越前、字加門ケ下、字六ノ坪及び字京十万の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成25年12月27日
段下町地区 条例別表第3の3 の項	加西市段下町字宮垣内の全部並びに字宮ノ上、字後口代、字池ノ内、字戸中、字庄司ヶ谷、字中ノ垣内、字林ヶ谷、字乙池、字向山、字皿池尻、字開キ、字二反田及び字中曾根の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市段下町字後口代、字戸中、字中ノ垣内、字乙池、字向山、字二反田及び字中曾根の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
中西南町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中西町字垣内、字サノキ谷、字ヘノ沢及び字谷口の各一部並びに大村町字加門ケ下の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
中西北町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中西町字上ノ岡、字岡、字堂ヶ谷、字向井、字垣内、字トリテ、字大林及び字オノ神の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
琵琶甲町地区 条例別表第3の3 の項	加西市琵琶甲町字堂ノ前、字西谷、字東谷、字鍋垣内、字大年谷、字宮ノ前及び字垣内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
新生町地区 条例別表第3の3 の項	加西市新生町の全部並びに琵琶甲町字広野及び字東谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
野条町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野条町字中ノ角の全部並びに字上西谷、字西谷、字中尾、字	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

の項	高町、字中ノ下、字上南谷、字藪敷、字北ノ端、字古池、字東茨谷、字上北ノ端及び字南茨谷の各一部、琵琶甲町字広野及び字東谷の各一部並びに鶴野町字西中沢及び字西上沢の各一部で別図に示す区域		
牛居町地区 条例別表第3の3 の項	加西市牛居町字殿垣内の全部並びに字池ノ後、字松ノ内、字鳥バミ、字藪下、字下平ノ沢、字赤坂、字権兵衛野、字平ノ沢及び字普代ノ垣内の各一部並びに琵琶甲町字堂ノ前及び字西谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
上野田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野田町字後山、字アン林、字岡本、字田中ノ内、字溝向及び字野田代の各一部並びに西笠原町字大谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東野田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野田町字道下の全部並びに字田中ノ内、字溝向、字三辻、字鳥居本、字上戸、字中スカエ、字カミ田、字シボラ、字土居ノ内及び字六ヶ坪の各一部、西笠原町字北ノ谷、字カミ田、字六ヶ坪及び字上戸の各一部、東笠原町字北田山、字北田及び字薬師ノ下の各一部、牛居町字森井及び字池ノ後の各一部並びに王子町字王子クゴの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東笠原町地区 条例別表第3の3 の項	加西市東笠原町字オノ神、字下河原、字上澤、字下澤、字川田、字沖、字中溝、字山ノ下、字東山、字前及び字向の各一部並びに西笠原町字クゴの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東笠原町地区 条例別表第3の8 の項	加西市東笠原町字東山の一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域資源活用区域(鶴野飛行場南部歴史資源活用型)に建築できる建築物	平成29年4月4日
西笠原町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西笠原町字北ノ谷、字大谷、字六蔵、字前垣内、字藪ノ上、字山本、字野垣内、字上西、字永長、字奥垣内、字クゴ及び字上戸の各一部、野田町字志ボラ及び字アン	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)

	林の各一部並びに東笠原町字オノ神及び字前の各一部で別図に示す区域		
	加西市西笠原町字大谷、字前垣内、字藪ノ上、字山本及び字クゴの各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成25年12月27日
	加西市西笠原町字大谷の一部及び野田町字アン林の一部で別図に示す区域	別表第1の8の項に規定する地域活力再生等区域(西笠原グリーンタウン型)に建築できる建築物	平成25年12月27日
三口町地区 条例別表第3の3の項	加西市三口町字善坊、字市場、字上ノ山、字北山、字西所、字西角、字村中、字大坪、字東野、字村前、字イナバ及び字稲所の各一部、坂本町字北山及び字西角の各一部並びに西笠原町字大谷及び字六蔵の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
	加西市三口町字善坊、字市場、字上ノ山、字北山、字西所、字西角、字東野、字村前、字イナバ及び字稲所の各一部、坂本町字北山の一部並びに西笠原町字六蔵の一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成25年12月27日
坂本町地区 条例別表第3の3の項	加西市坂本町字上ノカチ、字西ノカチ、字東ノカチ、字二ツ池ノ下、字大谷口、字赤坂、字馬場先、字中ノ坪、字セツホク、字北山、字猫尾、字西ノ沢及び字出口の各一部並びに三口町字北山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年2月26日
倉谷町地区 条例別表第3の3の項	加西市倉谷町字中屋敷、字永長、字下苗代、字神小垣内、字北ノ側、字湯出ノ坪、字洪田、字芋畦及び字焼野の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
千ノ沢町地区 条例別表第3の3の項	加西市倉谷町字油田坪、字東ノ谷、字戸井町坪、字宮ノ東、字八分、字筒ケ池ノ内、字曾崎坪及び字裏山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市倉谷町字宮ノ東、字八分、字筒ケ池ノ内及び字裏山の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業	平成26年7月25日

		所区域型)に建築できる建築物	
北条町小谷地区 条例別表第3の3の項	加西市北条町小谷字下鴻谷、字東垣内、字四反田、字下垣内、字上垣内、字祢々田、字中溝、字太谷、字音ヶ谷、字上鴻谷及び字城山の各一部並びに北条町北条字堀池の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町栗田地区 条例別表第3の3の項	加西市北条町栗田字奥谷、字下岡、字西法寺、字小泉、字カスガ谷及び字前田の各一部並びに北条町横尾字小泉の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町東高室地区 条例別表第3の3の項	加西市北条町東高室字宿の全部並びに字宮ノ本、字西ノ出口、字海道林、字五代田、字大新田、字コブチ、字西中野、字皿池、字東中野、字中野、字大澤、字東代、字京尾、字向林、字荒神山裏、字荒神山及び字薬師の各一部、段下町字戸中の一部並びに鎮岩町字コブチの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市北条町東高室字大新田、字皿池、字東中野、字中野、字東代及び字京尾の各一部、段下町字戸中の一部並びに鎮岩町字コブチの一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成25年2月26日 (令和元年10月18日)
北条町西高室地区 条例別表第3の3の項	加西市北条町西高室字村中の全部並びに字清水田、字大溝、字薬師谷、字木ノ下、字村下、字大坪及び字和田の各一部並びに北条町西南字馬ヶ谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町東南地区 条例別表第3の3の項	加西市北条町東南字一ノ谷、字岩ヶ鼻及び字村内の各一部並びに北条町西南字菊ヶ谷及び字谷田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町西南地区 条例別表第3の3の項	加西市北条町西南字西下池尻、字東垣内、字東奥谷、字菊ヶ谷、字西奥谷、字片山、字大坪、字大道、字馬ヶ谷及び字谷田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町黒駒地区 条例別表第3の3の項	加西市北条町黒駒字打乗、字住吉前、字寺前及び字大將軍の全部並びに字向山、字宮前、字女鹿山及	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	び字中野の各一部、市村町字狭間、 字栗山及び字上森竹の各一部並び に北条町北条字菊ヶ谷の一部で別 図に示す区域		
	加西市北条町黒駒字打乗、字住吉 前、字寺前、字大將軍、字向山、 字女鹿山及び字中野の各一部並び に市村町字狭間及び字栗山の各一 部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日
女鹿山自治区地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町黒駒字女鹿山及び字 宮ノ前の各一部並びに西上野町字 女鹿山及び字東女鹿山の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市谷町字油谷、字塚ノ坪、字 岩井、字西垣内、字岡田、字内畑、 字宮森、字宝前、字土真田、字堂 ノ前及び字ヲタの各一部、北条町 小谷字財ノ元及び字中溝の各一部 並びに北条町北条字古市場の一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
西谷東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西谷町字上渡り、字北渡り、 字西渡、字渡、字天神谷、字生姜 谷、字葉ノ木、字上葉ノ木、字カ ズラ谷、字深田、字宝及び字下桜 の各一部、谷町字溝ノ上、字餅田 及び字稗田の各一部、西上野町字 上平田の一部並びに窪田町字上向 の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市西谷町字葉ノ木、字深田、 字宝及び字下桜の各一部、谷町字 餅田及び字稗田の各一部、西上野 町字上平田の一部並びに窪田町字 上向の一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日
西谷西町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西谷町字観音谷、字東観音 谷、字行安谷、字上渡り、字西渡、 字西荒木及び字椎野の各一部並び に畑町字千軒寺の一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市西谷町字観音谷、字上渡り、 字西渡及び字椎野の各一部で別図 に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日

畑町地区 条例別表第3の3 の項	加西市畑町字山ヶ谷、字梶ヶ谷、 字貝間、字今善寺、字老ノ前、字 佐無伊、字上山、字馬場、字中芝、 字網ヶ谷、字柳ノ元、字井ノ上、 字風目、字大崎、字乗末、字鳥居 元、字門田、字片山、字千軒寺、 字土師縄手、字大池ノ下、字内垣 内、字ニタス、字中溝、字盆野、 字居垣内、字法花谷、字箸谷、字 倉狭間、字寺尾、字藪田、字丸山、 字平谷、字庵屋敷、字久谷及び字 太葉谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市畑町字山ヶ谷、字貝間、字 馬場、字中芝、字柳ノ元、字門田、 字千軒寺、字土師縄手、字ニタス、 字倉狭間、字寺尾、字藪田及び字 太葉谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日
芝自治区地区 条例別表第3の3 の項	加西市畑町字東入角、字太葉谷及 び字中芝の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
窪田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市窪田町字平林、字沖田、字 門ノ下、字桑原、字中向、字上向、 字堂ノ越、字大井、字田中、字中 ノ谷及び字境垣内の各一部並びに 西上野町字平林の一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
吸谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市吸谷町字坂ノ脇、字高倉山、 字堂ノ上、字中ノ口、字藤谷、字 馬場ノ下、字観音垣内、字北山及 び字石畑の各一部並びに窪田町字 平林の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
西上野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西上野町字西村中、字八反 田、字東村中、字上平田、字中平 田、字平林、字井通、字村前及び 字下平田の各一部並びに谷町字土 真田及び字ヲタの各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
西上野町地区 条例別表第3の5 の項	加西市西上野町字平林及び字西村 中の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成24年6月26日
市村町地区 条例別表第3の3 の項	加西市市村町字西ノ垣内及び字堂 田の全部並びに字西ノ樋、字北ノ 下、字北ノ上、字大歳前、字谷ヶ 坂、字岡ノ上、字栗山及び字女鹿 田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)

	加西市市村町字西垣ノ内、字西ノ樋、字北ノ下、字堂田、字栗山及び字女鹿田の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成25年2月26日 (平成26年7月25日) (令和2年8月7日)
坂元町地区 条例別表第3の3 の項	加西市坂元町字筋違、字西宅地、字東宅地、字蓮町、字井ノ上、字向ヒ山、字南宅地、字神田、字丸山、字久斗谷、字狭間、字内町、字瓜家、字柳坪、字生乗り、字宮ノ西及び字舞台の各一部、市村町字上森竹、字壱反条、字下森竹、字大下、字狭間及び字片山の各一部並びに福居町字馬橋の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
	加西市坂元町字瓜家、字生乗り及び字宮ノ西の各一部並びに市村町字上森竹、字下森竹、字大下、字狭間及び字片山の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成25年2月26日 (平成26年7月25日)
福居町地区 条例別表第3の3 の項	加西市福居町字西谷、字岩井、字奥ノ谷、字寺前、字上ノ山下、字首通り、字前通、字東谷、字反田、字福居、字上中田、字奥ノ谷、字高宮、字下中田、字西野谷、字西ノ谷、字上ハサマ、字狭間、字久斗谷、字津ノ内及び字荒掘りの各一部並びに坂元町字宮ノ西及び字久斗谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
谷口町地区 条例別表第3の3 の項	加西市谷口町字村中及び字カタガリの全部並びに字西ノガワ、字巖瀧、字谷畑、字西ノ下、字井ノ坪、字石坪、字上後口及び字後口の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
吉野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市吉野町字下垣内、字三反田、字前垣内、字野垣内、字無現山及び字作垣内の各一部、山下町字新池尻の一部、福居町字下り松、字野添及び字馬橋の各一部並びに坂元町字向イ山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
鶉野中町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鶉野町字東上沢、字東中沢、字西上条及び字東中条の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成26年7月25日 (令和元年10月18日)

	加西市鶴野町字東上沢、字東中沢、字西上条及び字東中条の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和元年10月18日)
鶴野中町地区 条例別表第3の5 の項	加西市鶴野町字西中条の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型(拡張タイプ))に建築できる建築物	令和2年8月7日
北条町古坂地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町古坂字奥谷口、字来光、字下来光、字西山、字坂ノ谷、字松笠、字芝中、字古戸及び字菰池の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成26年7月25日
	加西市北条町古坂字奥谷口、字来光、字西山及び字坂ノ谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の7の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型(住宅市街地隣接タイプ))に建築できる建築物	平成26年7月25日
中野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中野町字上山、字南上山、字南村上及び字伯父ケ谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成26年7月25日
	加西市中野町字上山、字南上山、字南村上及び字伯父ケ谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)に建築できる建築物	平成26年7月25日

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

区域の名称	建築できる建築物の用途
1 工場、店舗等 周辺区域(中国 道加西インター 北部産業施設集 積型)	次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの(別表第2の1の項に定めるものに限る。) (1) 工場その他これに類するもの(建築基準法(昭和25年法律201号)別表第2(る)の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。) (2) 店舗、飲食店その他これらに類するもの(建築基準法別表第2(は)の項第5号に規定する建築物に限る。) (3) 事務所その他これに類するもの(暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第6号に掲げる暴力団事務所等(以下「暴力団事務所等」という。)を除く。) (4) 自動車車庫 (5) 倉庫 (6) 研究所その他これに類するもの (7) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの

	<p>(8) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地域振興のために特に必要があると認めるもの</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>2 工場、店舗等 周辺区域（県道大和北条停車場線沿道産業施設集積型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）</p> <p>(3) 自動車車庫</p> <p>(4) 倉庫</p> <p>(5) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(6) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>(7) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地域振興のために特に必要があると認めるもの</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>3 工場、店舗等 周辺区域（鶴野南町国道372号沿道産業集積型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）</p> <p>(3) 自動車車庫</p> <p>(4) 倉庫</p> <p>(5) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(6) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>(7) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地域振興のために特に必要があると認めるもの</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>4 工場、店舗等 周辺区域（県道玉野倉谷線沿道商業・サービス施設集積型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの（別表第2の2の項に定めるものに限る。）</p> <p>(1) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(2) 診療所</p> <p>(3) ホテル又は旅館（専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設であると市長が認めるもの及び加西市モーテル類似施設の建築の規制に関する条例（昭和57年加西市条例第20号）第3条第1項に規定する市長の同意を得られないものを除く。）</p> <p>(4) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）の項第5号に規定する建築物に限る。）</p> <p>(5) 市内生産品の売場（その床面積の合計が延べ面積の20分の1以上又は50㎡以上のもの）を常時設置する物品販売業を営む店舗又は飲食店（地域振興に資すると市長が認めるものに限る。）</p> <p>(6) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地域振興のために特に必要があると認めるもの</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの</p>

<p>5 工場、店舗等 周辺区域（県道 玉野倉谷線沿道 流通業施設集積 型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの（別表第2の3の項に定めるものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。） (2) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）の項第5号に規定する建築物に限る。） (3) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。） (4) 自動車車庫 (5) 倉庫 (6) 研究所その他これに類するもの (7) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの (8) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地域振興のために特に必要があると認めるもの (9) 前各号の建築物に附属するもの
<p>6 地域活力再生 等区域（地縁者 小規模事業所区 域型）</p>	<p>旧条例別表第3の4の項に規定する建築物（ただし、次の各号に掲げるものを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法別表第2（に）の項第3号、（り）の項第2号並びに（る）の項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの (2) 結婚式場、葬儀場その他これらに類するもの (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃掃法施行令」という。）第7条各号に掲げるもの及びその管理施設 (4) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）第2条第13項に規定する指定副産物を破碎施設等を用いて再資源化する施設及びその管理施設 (5) 暴力団事務所等 (6) 前各号の建築物に附属するもの
<p>7 地域活力再生 等区域（地縁者 小規模事業所区 域型（住宅市街 地隣接タイプ））</p>	<p>旧条例別表第3の4の項に規定する建築物（ただし、次の各号に掲げるものを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法別表第2（に）の項第3号、（り）の項第2号並びに（る）の項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの (2) 結婚式場、葬儀場その他これらに類するもの (3) 廃掃法施行令第7条各号に掲げるもの及びその管理施設 (4) 資源有効利用促進法第2条第13項に規定する指定副産物を破碎施設等を用いて再資源化する施設及びその管理施設 (5) 暴力団事務所等 (6) 建築基準法別表第2（へ）の項第1号及び第2号に掲げるもの (7) 前各号の建築物に附属するもの
<p>8 地域活力再生 等区域（西笠原 グリーンタウン 型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの（別表第2の4の項に定めるものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 戸建ての住宅 (2) 戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの（兼用できる用途は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3各号に規定するもの（暴力団事務所等を除く。）又は診療所に限る。） (3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 学校、図書館その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（い）の項第4号に規定する建築物に限る。）

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (6) 診療所 (7) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）の項第5号に規定する建築物に限る。） (8) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。） (9) 公民館、集会所その他これらに類するもの（周辺地域の住民を対象とするものに限る。） (10) 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項若しくは第2項の規定による認定を受けるもの又は同条第3項の規定による公示がなされるものに限る。） (11) 前各号の建築物に附属するもの
<p>9 工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型（拡張タイプ））</p>	<p>市街化調整区域（過去に市街化調整区域であったが、区域区分の変更により現在市街化調整区域以外である土地は除く。）に建築されてから通算して10年以上営まれている事業所の事業環境の改善のために行う当該事業所の建て替えに係る建築物（別表第2の5の項に定めるものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するもの（ただし、別表第3に掲げる地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所（以下「地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所」という。）であって、本項に該当する建築物として許可を受けて建築された事業所の建て替えについては、上記「10年以上」を「5年以上」と読み替える。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。） (2) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。） (3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。） (4) 研究所その他これに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの
<p>10 工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型（用途変更タイプ））</p>	<p>廃業等により業種又は事業者が変更され、現敷地において引き続き営まれる地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所（別表第2の6の項に定めるものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。） (2) 事務所その他これに類するもの（製造業を営む事業の用に供するもの又は主に製造業を営むものと取引のある若しくは取引をしようとしている一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）、特定貨物自動車運送業若しくは貨物軽自動車運送業を営む事業の用に供するものに限る。） (3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。） (4) 研究所その他これに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの
<p>11 工場等誘導区域（加西市地域産業振興型）</p>	<p>地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所（別表第2の7の項に定めるものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。） (2) 事務所その他これに類するもの（製造業を営む事業の用に供するもの又は主に製造業を営むものと取引のある若しくは取引をしようとしている一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）、特定貨物自動車運送業若しくは貨物軽自動車運送業を営む事業の用に供するものに限る。） (3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）

	<p>(4) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>
12 地域資源活用区域（鶴野飛行場南部歴史資源活用型）	<p>市長が本地区固有の地域資源の活用に資すると認める建築物で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 休憩所</p> <p>(2) 公衆便所</p> <p>(3) 展示施設</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの</p>
13 地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅型）	<p>開発区域周辺の市街化調整区域（区域区分の変更により市街化調整区域から市街化区域（現在工業地域又は工業専用地域である土地に限る。）となった土地を含む。）に通算して10年以上居住する者（以下この表において「地縁者」という。）、地縁者の配偶者又は地縁者の2親等以内の者が、定住のために必要とする建築物（別表第2の8の項に定めるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅</p> <p>(2) 前号の建築物に附属するもの</p>
14 地域活力再生等区域（加西市新規居住者住宅型）	<p>居住者の減少に対処する必要がある集落又はその近接地（以下この表において「集落等」という。）へ定住をしようとする者が必要とする建築物（別表第2の9の項に定めるものに限る。）であって、前項各号のいずれかに該当するもの</p>
15 地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅・地域生活利便性回復型）	<p>地縁者、地縁者の配偶者又は地縁者の2親等以内の者が、定住又は地域が必要とする生活利便性の回復に資する事業を伴う定住のために必要とする建築物（別表第2の10の項に定めるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅</p> <p>(2) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅であって、自己、自己の配偶者又はそれらの者のうちいずれかが役員となっている法人の業務の用に供する事業所（次のいずれかに掲げる用途に供するものに限る。）を兼ねるもの</p> <p>ア 都市計画法第34条第1号後段に規定する建築物の用途</p> <p>イ 建築基準法施行令第130条の3第2号から第7号までに規定する建築物の用途（アに掲げる用途を除く。）</p> <p>ウ 診療所</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの</p>
16 地域活力再生等区域（加西市新規居住者住宅・地域生活利便性回復型）	<p>集落等への定住又は地域が必要とする生活利便性の回復に資する事業を伴う定住をしようとする者が必要とする建築物（別表第2の11の項に定めるものに限る。）であって、前項各号のいずれかに該当するもの</p>
17 地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅・地域生活利便性増進型）	<p>地縁者、地縁者の配偶者又は地縁者の2親等以内の者が、定住又は地域が必要とする生活利便性の増進に資する事業を伴う定住のために必要とする建築物（別表第2の12の項に定めるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅</p> <p>(2) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅であって、自己、自己の配偶者又はそれらの者のうちいずれかが役員となっている法人の業務の用に供する事業所（次のいずれかに掲げる用途に供するものに限る。）を兼ねるもの</p> <p>ア 都市計画法第34条第1号後段に規定する建築物の用途</p> <p>イ 建築基準法施行令第130条の3第2号から第7号までに規定する建築物の用</p>

	<p>途（アに掲げる用途を除く。）</p> <p>ウ 診療所</p> <p>エ ペット美容室（畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡未満のものに限る。）</p> <p>オ 動物病院（畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡未満のものに限る。）</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの</p>
<p>18 地域活力再生等区域（加西市新規居住者住宅・地域生活利便性増進型）</p>	<p>集落等への定住又は地域が必要とする生活利便性の増進に資する事業を伴う定住をしようとする者が必要とする建築物（別表第2の13の項に定めるものに限る。）であって、前項各号のいずれかに該当するもの</p>
<p>19 地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所・住宅型）</p>	<p>地縁者、地縁者の配偶者又は地縁者の2親等以内の者が、自己の生計の維持又は定住のために必要とする建築物（別表第2の14の項に定めるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅</p> <p>(2) 自己、自己の配偶者又はそれらの者のうちいずれかが役員となっている法人の業務の用に供する事業所（次に掲げる用途に供するものを除く。）</p> <p>ア 建築基準法別表第2（ほ）の項第2号及び第3号、（へ）の項第3号及び第5号並びに（わ）の項第5号に掲げるもの</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項、第6項又は第11項に該当する営業に係るもの</p> <p>ウ 建築基準法別表第2（に）の項第3号、（り）の項第2号並びに（る）の項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>エ 結婚式場、葬儀場その他これらに類するもの</p> <p>オ 廃掃法施行令第7条各号に掲げるもの及びその管理施設</p> <p>カ 資源有効利用促進法第2条第13項に規定する指定副産物を破砕施設等を用いて再資源化する施設及びその管理施設</p> <p>キ 暴力団事務所等</p> <p>ク 建築基準法施行令第130条の5の2各号に規定する建築物（建築基準法別表第2（わ）の項第5号に掲げるものを除く。）</p> <p>ケ ペット美容室</p> <p>コ 動物病院</p> <p>(3) 前号の事業所と自己の居住の用に供する戸建ての住宅を兼ねるもの</p> <p>(4) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅であって、自己、自己の配偶者又はそれらの者のうちいずれかが役員となっている法人の業務の用に供する事業所（次のいずれかに掲げる用途に供するものに限る。）を兼ねるもの</p> <p>ア 都市計画法第34条第1号後段に規定する建築物の用途</p> <p>イ 建築基準法施行令第130条の3第2号から第7号までに規定する建築物の用途</p> <p>ウ 診療所</p> <p>エ ペット美容室（畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡未満のものに限る。）</p> <p>オ 動物病院（畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡未満のものに限る。）</p> <p>(5) 自己、自己の配偶者又はそれらの者のうちいずれかが役員となっている法人の業務の用に供する事業所（次のいずれかに掲げる用途に供するものに限る。）</p> <p>ア 建築基準法施行令第130条の5の2各号に規定する建築物の用途</p> <p>イ ペット美容室（畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡未満のものに限る。）</p> <p>ウ 動物病院（畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡未満のものに限る。）</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの</p>

<p>20 地域活力再生等区域（加西市地区住民小規模事業所・住宅型）</p>	<p>地縁者、地縁者の配偶者、地縁者の2親等以内の者、開発区域周辺の市街化調整区域（区域区分の変更により市街化調整区域から市街化区域（現在工業地域又は工業専用地域である土地に限る。）となった土地を含む。）に居住する若しくは定住しようとする者が、自己の生計の維持又は定住のために必要とする建築物（別表第2の15の項に定めるものに限る。）であって、前項各号のいずれかに該当するもの</p>
<p>21 地域資源活用区域（加西市農業資源活用型）</p>	<p>農業に関する地域資源の活用に資する建築物（別表第2の16の項に定めるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する建築物であって、農業に関する地域資源の活用に資する事業の用に供するもの</p> <p>ア 工場（食料品製造業又は飲料・たばこ・飼料製造業の用に供するものに限る。）</p> <p>イ 倉庫</p> <p>ウ 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（建築基準法施行令第130条の5の2第4号又は第130条の5の3第2号に掲げるものに限る。）</p> <p>エ 事務所</p> <p>オ 休憩所又は公衆便所</p> <p>カ 建築基準法施行令第130条の5の2第5号に掲げるもの</p> <p>キ 畜舎</p> <p>(2) この項の区域内において前号の建築物を使用して農業に関する地域資源の活用に資する事業を営む者又は当該事業を営む法人（当該事業を営む場所を当該法人の主たる事業所とするものに限る。次号において同じ。）の役員となっている者が必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅</p> <p>(3) この項の区域内において第1号の建築物を使用して農業に関する地域資源の活用に資する事業を営む者又は当該事業を営む法人の役員となっている者が必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅であって、次に掲げる用途を兼ねるもの</p> <p>ア 都市計画法第34条第1号後段の規定により建築できる用途</p> <p>イ 建築基準法施行令第130条の3各号の規定により建築できる用途（アに掲げる用途を除く。）</p> <p>ウ 飲食店</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの</p>

別表第2

区域の名称	建築できる建築物の規模等
<p>1 別表第1の1の項に掲げる工場、店舗等周辺区域（中国道加西インター北部産業施設集積型）に建築できる建築物</p>	<p>別表第1の1の項第2号に該当する建築物にあつては、延べ面積が500㎡以下であること。</p>
<p>2 別表第1の4の項に掲げる工場、店舗等周辺区域（県道玉野倉谷線沿道商業・サービス施設集積型）に建築できる建築物</p>	<p>(1) 別表第1の4の項第1号、第2号又は第4号に該当する建築物にあつては、延べ面積が500㎡以下であること。</p> <p>(2) 別表第1の4の項第5号に該当する建築物にあつては、店舗又は飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下であること。</p>
<p>3 別表第1の5の項に掲げる工場、店舗等周辺区域（県</p>	<p>別表第1の5の項第2号に該当する建築物にあつては、延べ面積が500㎡以下であること。</p>

<p>道玉野倉谷線沿道流通業施設集積型)に建築できる建築物</p>	
<p>4 別表第1の8の項に掲げる地域活力再生等区域(西笠原グリーンタウン型)に建築できる建築物</p>	<p>(1) 別表第1の8の項第1号、第2号、第6号、第7号又は第8号に該当する建築物にあつては、延べ面積が280㎡以下であること(戸建ての住宅においては自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を除く。以下この表において戸建ての住宅又は戸建ての住宅で住宅を除く用途を兼ねるものについては同じ。)</p> <p>(2) 別表第1の8の項第3号に該当する建築物にあつては、延べ面積が500㎡以下であること。</p>
<p>5 別表第1の9の項に掲げる工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型(拡張タイプ))に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積が1,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.5倍を超えないものであること。ただし、地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所については建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.5倍を超えないものとする。</p> <p>(2) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。</p> <p>(3) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p>
<p>6 別表第1の10の項に掲げる工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型(用途変更タイプ))に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。</p> <p>(2) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p>
<p>7 別表第1の11の項に掲げる工場等誘導区域(加西市地域産業振興型)に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は従前の建築物の敷地から別の敷地へ移転し建築する場合は従前の建築物の敷地面積の1.5倍を超えないものであること。</p> <p>(2) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。</p> <p>(3) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p>
<p>8 別表第1の13の項に掲げる地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅型)に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であることを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。</p> <p>(2) 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下)であること。</p> <p>(3) 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有すること(自己と自己の配偶者が所有権を共有することを含む。以下この表において同じ。)又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を承継することが確実であること。</p>

<p>9 別表第1の14の項に掲げる地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅型)に建築できる建築物</p>	<p>前項第1号及び第2号に該当する建築物であること。</p>
<p>10 別表第1の15の項に掲げる地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。</p> <p>(2) 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下)であること。</p> <p>(3) 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を承継することが確実であること。</p> <p>(4) 別表第1の15の項第2号に該当する建築物にあつては、前3号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 別表第1の15の項第2号に掲げる用途に供する部分の床面積が50㎡以下であること(同号ウの用途を除く。)</p> <p>イ 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。</p> <p>ウ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p>
<p>11 別表第1の16の項に掲げる地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物</p>	<p>前項第1号、第2号及び第4号に該当する建築物であること。</p>
<p>12 別表第1の17の項に掲げる地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅・地域生活利便性増進型)に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。</p> <p>(2) 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下)であること。</p> <p>(3) 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を承継することが確実であること。</p> <p>(4) 別表第1の17の項第2号に該当する建築物にあつては、前3号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 別表第1の17の項第2号に掲げる用途に供する部分の床面積が50㎡以下であること(同号ウ及びオの用途を除く。)</p> <p>イ 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。</p> <p>ウ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p>

<p>13 別表第1の18の項に掲げる地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅・地域生活利便性増進型)に建築できる建築物</p>	<p>前項第1号、第2号及び第4号に該当する建築物であること。</p>
<p>14 別表第1の19の項に掲げる地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所・住宅型)に建築できる建築物</p>	<p>次の各号に掲げる建築物に応じ、当該各号に定める要件に該当する建築物であること。</p> <p>(1) 別表第1の19の項第1号に該当する建築物</p> <p>ア 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。</p> <p>イ 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下)であること。</p> <p>ウ 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を承継することが確実であること。</p> <p>(2) 別表第1の19の項第2号に該当する建築物</p> <p>ア 建築物の敷地面積が1,000㎡未満(敷地面積が1,000㎡以上かつ2,000㎡以下である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。</p> <p>イ 建築物の建築面積が600㎡未満(建築面積が600㎡以上かつ1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の建築面積以下)であること。</p> <p>ウ 建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあつては、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものであること。</p> <p>エ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p>(3) 別表第1の19の項第3号に該当する建築物</p> <p>ア 事業所の用に供する部分の床面積の割合が延べ面積の2分の1以上の場合にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(7) 建築物の敷地面積が1,000㎡未満(敷地面積が1,000㎡以上かつ2,000㎡以下である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。</p> <p>(4) 自己の居住の用に供する部分の床面積が280㎡以下であること。</p> <p>(9) 建築物の建築面積が600㎡未満(建築面積が600㎡以上かつ1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の建築面積以下)であること。</p> <p>イ 事業所の用に供する部分の床面積の割合が延べ面積の2分の1未満の場合にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(7) 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000</p>

	<p>㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下) であること。</p> <p>(4) 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下) であること。</p> <p>ウ 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を承継することが確実であること。</p> <p>エ 建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあつては、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものであること。</p> <p>オ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p>(4) 別表第1の19の項第4号に該当する建築物</p> <p>ア 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下) であること。</p> <p>イ 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下) であること。</p> <p>ウ 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。</p> <p>エ 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を承継することが確実であること。</p> <p>オ 建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあつては、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものであること。</p> <p>カ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p>(5) 別表第1の19の項第5号に該当する建築物</p> <p>ア 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下) であること。</p> <p>イ 延べ面積が200㎡以下(延べ面積が200㎡を超える既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下) であること。</p> <p>ウ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p>
<p>15 別表第1の20の項に掲げる地域活力再生等区域(加西市地区住民小規模事業所・住宅型)</p>	<p>次の各号に掲げる建築物に応じ、当該各号に定める要件に該当する建築物であること。</p> <p>(1) 別表第1の19の項第1号に該当する建築物 前項第1号ア及びイに該当するものであること。</p> <p>(2) 別表第1の19の項第2号に該当する建築物 前項第2号アからエまでに該当するものであること。</p> <p>(3) 別表第1の19の項第3号に該当する建築物 前項第3号ア、イ、エ</p>

	<p>及びオに該当するものであること。</p> <p>(4) 別表第1の19の項第4号に該当する建築物 前項第4号アからウまで、オ及びカに該当するものであること。</p> <p>(5) 別表第1の19の項第5号に該当する建築物 前項第5号アからウまでに該当するものであること。</p>
<p>16 別表第1の21の項に掲げる地域資源活用区域(加西市農業資源活用型)</p>	<p>次の各号に掲げる建築物に応じ、当該各号に定める要件に該当する建築物であること。ただし、第1号に限り、雇用人数、市内生産品の使用量などから特に加西市の農業発展に資すると市長が認める場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 別表第1の21の項第1号ア又はイに該当する建築物 延べ面積が1,500㎡以下であること。</p> <p>(2) 別表第1の21の項第1号ウ、エ、オ又はカに該当する建築物 延べ面積が500㎡以下であること。</p> <p>(3) 別表第1の21の項第2号に該当する建築物 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下)であること。</p> <p>(4) 別表第1の21の項第3号に該当する建築物 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下)であること。</p> <p>イ 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。</p> <p>ウ 別表第1の21の項第3号に掲げる用途に供する部分の床面積が50㎡以下であること。</p>

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ網干店

所在地 姫路市網干区北新在家251

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

3 変更事項

(i) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

4 変更年月日

令和元年9月10日

5 届出年月日

令和2年7月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年8月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年12月7日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ網干南店
所在地 姫路市網干区新在家土井の内1350ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

4 変更年月日

令和元年9月10日

5 届出年月日

令和2年7月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年8月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年12月7日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ城の西店
所在地 姫路市岩端町106番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

4 変更年月日

令和元年9月10日

5 届出年月日

令和2年7月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年8月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年12月7日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ岡田店

所在地 姫路市岡田字蔵の内264番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾健一

4 変更年月日

令和元年9月10日

5 届出年月日

令和2年7月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年8月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年12月7日

(2) 提出先

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ溝口店

所在地 姫路市香寺町溝口864番1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男
株式会社勝原薬局	姫路市竹田町23番地	勝原真一

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

4 変更年月日

令和元年9月10日ほか

5 届出年月日

令和2年7月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年8月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年12月7日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ英賀保店

所在地 姫路市飾磨区城南町二丁目30番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

(仮称) マックスバリュ英賀保店

イ 変更後

マックスバリュ英賀保店

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾健一

- 4 変更年月日
令和元年9月10日ほか
- 5 届出年月日
令和2年7月8日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
令和2年8月7日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和2年12月7日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 城北ショッピングセンター
所在地 姫路市城北本町18-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
マックスバリュ城北店
 - イ 変更後
城北ショッピングセンター
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町5番1号	伊藤 龍夫
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二

4 変更年月日

令和元年9月10日ほか

5 届出年月日

令和2年7月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年8月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年12月7日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ書写店
所在地 姫路市書写879-221

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

- マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾健一
- 4 変更年月日
令和元年9月10日
 - 5 届出年月日
令和2年7月8日
 - 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
令和2年8月7日から4月間
 - 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和2年12月7日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ町田店
所在地 姫路市町田字横枕54-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
- 4 変更年月日
令和元年9月10日

- 5 届出年月日
令和2年7月8日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
令和2年8月7日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和2年12月7日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ豊富店
所在地 姫路市豊富町御蔭字四辻1291-2
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	寺西 豊彦
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章男
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	寺西 豊彦
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	寺西 豊彦
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章男
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	寺西 豊彦
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	寺西 豊彦

- 4 変更年月日
令和元年9月10日
- 5 届出年月日
令和2年7月8日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
令和2年8月7日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和2年12月7日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 西今宿複合商業施設
所在地 姫路市西今宿八丁目1001番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
氏名 住所
高橋 豊 蔵 姫路市西今宿五丁目4番28号
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章 男
株式会社ププレひまわり	広島県福山市西新涯町二丁目10番11号	梶原 秀 樹
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健 一
株式会社ププレひまわり	広島県福山市西新涯町二丁目10番11号	梶原 聡 一
- 4 変更年月日
令和元年9月10日ほか
- 5 届出年月日
令和2年7月8日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年8月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年12月7日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ東山店

所在地 姫路市東山181-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
株式会社いない	鳥取県倉吉市河原町1770番地	天野 達也
株式会社未来屋書店	千葉県美浜区中瀬一丁目6番地	松田 裕史
ゴダイ株式会社	姫路市綿町104番地スクエアビル2階	浦上 晃之

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章男
株式会社いない	鳥取県倉吉市河原町1770番地	稲井 範行
株式会社未来屋書店	千葉県美浜区中瀬一丁目6番地	羽 牟 秀幸
ゴダイ株式会社	姫路市綿町104番地スクエアビル2階	浦上 晃之

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
株式会社いない	鳥取県倉吉市河原町1770番地	天野 達也
株式会社未来屋書店	千葉県美浜区中瀬一丁目6番地	松田 裕史
ゴダイ株式会社	姫路市綿町104番地スクエアビル2階	浦上 晃之

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章男
株式会社いない	鳥取県倉吉市河原町1770番地	稲井 範行
株式会社未来屋書店	千葉県美浜区中瀬一丁目6番地	羽 牟 秀幸

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

マックスバリュ西日本株式会社 株式会社いない 株式会社未来屋書店 外2者	広島市南区段原南一丁目3番52号 鳥取県倉吉市河原町1770番地 千葉県美浜区中瀬一丁目6番地	平尾 健一 天野 達也 松田 裕史
---	---	-------------------------

4 変更年月日

令和元年9月10日ほか

5 届出年月日

令和2年7月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年8月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年12月7日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン姫路別所ショッピングセンター

所在地 姫路市別所町別所二丁目64番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章 男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章 男

株式会社マツモトキヨシ中四国販売	岡山市南区福富西一丁目20—32	上村 浩 司
------------------	------------------	--------

大創産業株式会社	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 博 丈
----------	----------------------	--------

外4者		
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
株式会社マツモトキヨシ中四国販売	岡山市南区福富西一丁目20-32	多田将一
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野靖二
外4者		

- 4 変更年月日
令和元年9月10日ほか
- 5 届出年月日
令和2年7月8日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
令和2年8月7日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和2年12月7日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ南今宿店
所在地 姫路市南今宿1600番地2ほか8筆
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾健一
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
(仮称) マックスバリュ南今宿店
 - イ 変更後
マックスバリュ南今宿店
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 住所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加栗章男
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		
ア 変更前		
名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章男
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

4 変更年月日

令和元年9月10日

5 届出年月日

令和2年7月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年8月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年12月7日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ宮上店

所在地 姫路市宮上町一丁目8番1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

4 変更年月日

令和元年9月10日

5 届出年月日

令和2年7月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年8月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年12月7日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン宮西ショッピングセンター（A街区）
所在地 姫路市宮西町四丁目28番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男

モンド有限会社	高砂市米田町25番地の1	高橋 秀 司
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平 尾 健 一
モンド有限会社	高砂市米田町25番地の1	高橋 秀 司

4 変更年月日

令和元年9月10日

5 届出年月日

令和2年7月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年8月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年12月7日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン宮西ショッピングセンター（B街区）

所在地 姫路市宮西町四丁目37番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平 尾 健 一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加 栗 章 男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平 尾 健 一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	水 野 秀 晴
株式会社ウィルウェイ	大阪府吹田市山田北14番1号	神 野 哲

株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	城戸 一 弥
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	松本 忠 久
株式会社ウィルウェイ	大阪府吹田市山田北14番1号	神野 哲
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	城戸 一 弥

4 変更年月日

令和元年9月10日ほか

5 届出年月日

令和2年7月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年8月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年12月7日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ菅生店

所在地 姫路市夢前町菅生潤字中川原131-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健 一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章 男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健 一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章 男

株式会社勝原薬局	姫路市竹田町23番地	勝原真一
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
株式会社勝原薬局	姫路市竹田町23番地	勝原真一

4 変更年月日

令和元年9月10日

5 届出年月日

令和2年7月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年8月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年12月7日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 日高ショッピングタウン

所在地 豊岡市日高町土居字野田367

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男
株式会社ワッツオースリー販売	大阪市中央区城見一丁目4-70	越智正直

- イ 変更後
 名称 マックスバリュ西日本株式会社 住所 広島市南区段原南一丁目3番52号 代表者の氏名 平尾 健一
- 4 変更年月日
 令和元年9月10日ほか
- 5 届出年月日
 令和2年6月26日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
 (2) 縦覧期間
 令和2年8月7日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 (1) 提出期限
 令和2年12月7日
 (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月7日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 やぶYタウン
 所在地 養父市上箇153番地1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
養父町開発株式会社	養父市小城567番地	廣瀬 榮
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	澤田 将広

 外4者
- 3 変更事項
 (i) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章男
養父町開発株式会社	養父市小城567番地	廣瀬 榮
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	澤田 将広

 外4者
 イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
養父町開発株式会社	養父市小城567番地	廣瀬 榮
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	澤田 将広

外4者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁目401番地1	疋田直太郎
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	澤田将広

外6者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁目401番地1	疋田直太郎
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	澤田将広

外6者

4 変更年月日

令和元年9月10日ほか

5 届出年月日

令和2年6月26日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年8月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年12月7日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年8月7日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

表丹波市の項中

「

丹波市立市島農村環境改善センター	丹波市市島町上田448—1
丹波市立柏原住民センター	丹波市柏原町柏原5528

」

を

「

丹波市立柏原住民センター	丹波市柏原町柏原5528
--------------	--------------

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年8月7日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

1 病院及び介護老人保健施設の表たつの市の項中

「	たつの市介護老人保健施設 ケアホームみつ	同 市御津町中島1666—1	」
---	----------------------	----------------	---

を

「	介護老人保健施設 ケアホームみつ	同 市御津町中島1666—1	」
---	------------------	----------------	---

に改める。

公安委員会規則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月7日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川 輝 久

兵庫県公安委員会規則第8号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第5号中「支援」の右に「（第46条の3に規定するサイバーセキュリティ・捜査高度化センターの所掌に属するものを除く。）」を加える。

第24条中「生活環境課」を「保安課」に改める。

第27条（見出しを含む。）中「生活環境課」を「保安課」に改める。

第28条の2第3号中「平穩に関すること」の右に「（サイバーセキュリティ・捜査高度化センターの所掌に属するものを除く。）」を加える。

第29条中「3課」を「2課」に、「地域企画課」を「地域企画課」に改める。

第30条中第9号を第11号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 一般警戒及び雑踏警備に関すること。

第30条第2号中「（地域指導課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地域警察等の活動に関する指導及び訓練に関すること。

第30条の2を削る。

第46条の2の次に次の1条を加える。

(サイバーセキュリティ・捜査高度化センター)

第46条の3 兵庫県警察に、サイバーセキュリティ・捜査高度化センター（以下「C S I Sセンター」という。）を置く。

2 C S I Sセンターは、神戸市中央区下山手通5丁目に置く。

3 C S I Sセンターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) サイバーセキュリティ対策に関すること。
- (2) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る相談に関すること。
- (3) 情報技術の利用に伴う犯罪の取締りに係る資機材の整備及び運用並びに研究に関すること。
- (4) 犯罪の取締りのための電磁的記録の解析技術に係る支援に関すること。
- (5) 犯罪の取締りのための画像の収集及び解析に係る支援の運用に関すること。

第53条の2の次に次の2条を加える。

(センター長)

第53条の3 C S I Sセンターに、センター長を置く。

2 センター長は、命を受け、C S I Sセンターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(副センター長)

第53条の4 C S I Sセンターに、副センター長を置く。

2 副センター長は、命を受け、C S I Sセンターの事務を処理し、所属の職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。ただし、第53条の2の次に2条を加える改正規定（第53条の4に係る部分に限る。）は、令和3年4月1日から施行する。

警察本部公告

入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年8月7日

契約担当者

兵庫県警察本部長 吉岡 健一郎

1 調達内容

- (1) 件名
講習用運転シミュレータ及び身体障害者用運転適性検査装置賃貸借
- (2) 契約期間
令和3年3月1日（月）から令和8年2月28日（土）まで
- (3) 履行場所及び仕様
入札説明書による。
- (4) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 住谷

電話 (078) 341-7441 内線2253

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和2年8月7日（金）から同月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

令和2年9月11日（金）午前10時 兵庫県警察本部11階会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年9月10日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年9月10日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

免除

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和2年8月21日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和2年9月18日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kenichiro Yosioka , Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Driving simulator and driving aptitude test device for people with disabilities

(3) Lease period:

From March 1, 2021 through February 28, 2026

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 August 21, 2020

(6) Deadline for tender:

17:00 September 10, 2020 by mail

10:00 September 11, 2020 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Kumiko Sumitani, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2253